



報道関係者 各位

令和7年3月4日

【照会先】

新潟労働局労働基準部監督課

監督課長 濱崎 雄俊

主任監察監督官 久川 禎之

(代表電話) 025(288)3503

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和5年の監督指導等の状況を公表します

～ 66.8%の事業場で労働基準関係法令違反～

新潟労働局(局長 千葉茂雄)は、このたび、新潟県内の労働基準監督署が、令和5年に外国人技能実習生(以下「技能実習生」という。)の実習実施者(技能実習生が在籍している事業場)に対して行った監督指導の状況について取りまとめましたので、公表します(別紙参照)。

令和5年の監督指導の概要

労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 184 事業場(実習実施者)のうち 123 事業場(66.8%)

主な違反事項は、割増賃金の支払 37 件(17.3%)、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取 37 件(17.3%)、使用する機械等の安全基準 35 件(16.4%)、労働時間 24 件(11.2%) の順に多かった。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技能等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

新潟労働局においては、監理団体(技能実習生の受け入れサポートを行う団体)及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行い厳正に対応していきます。

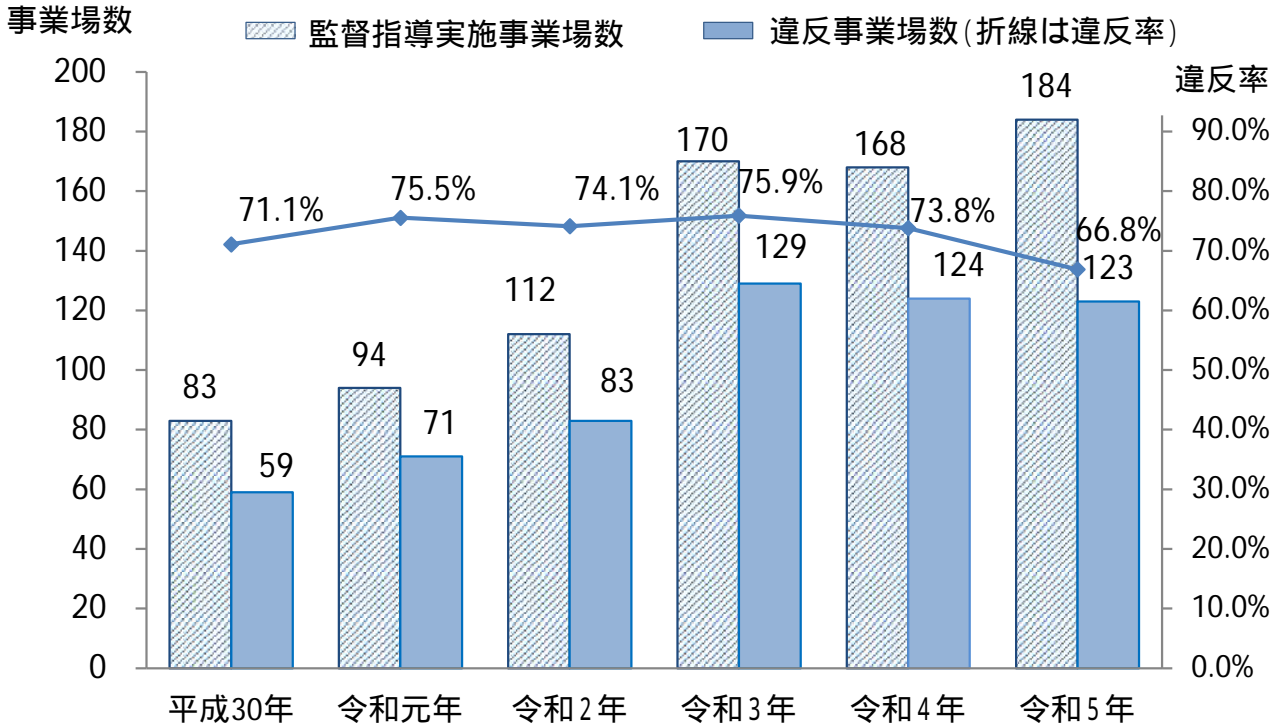
【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況(令和5年)

技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況 (令和5年)

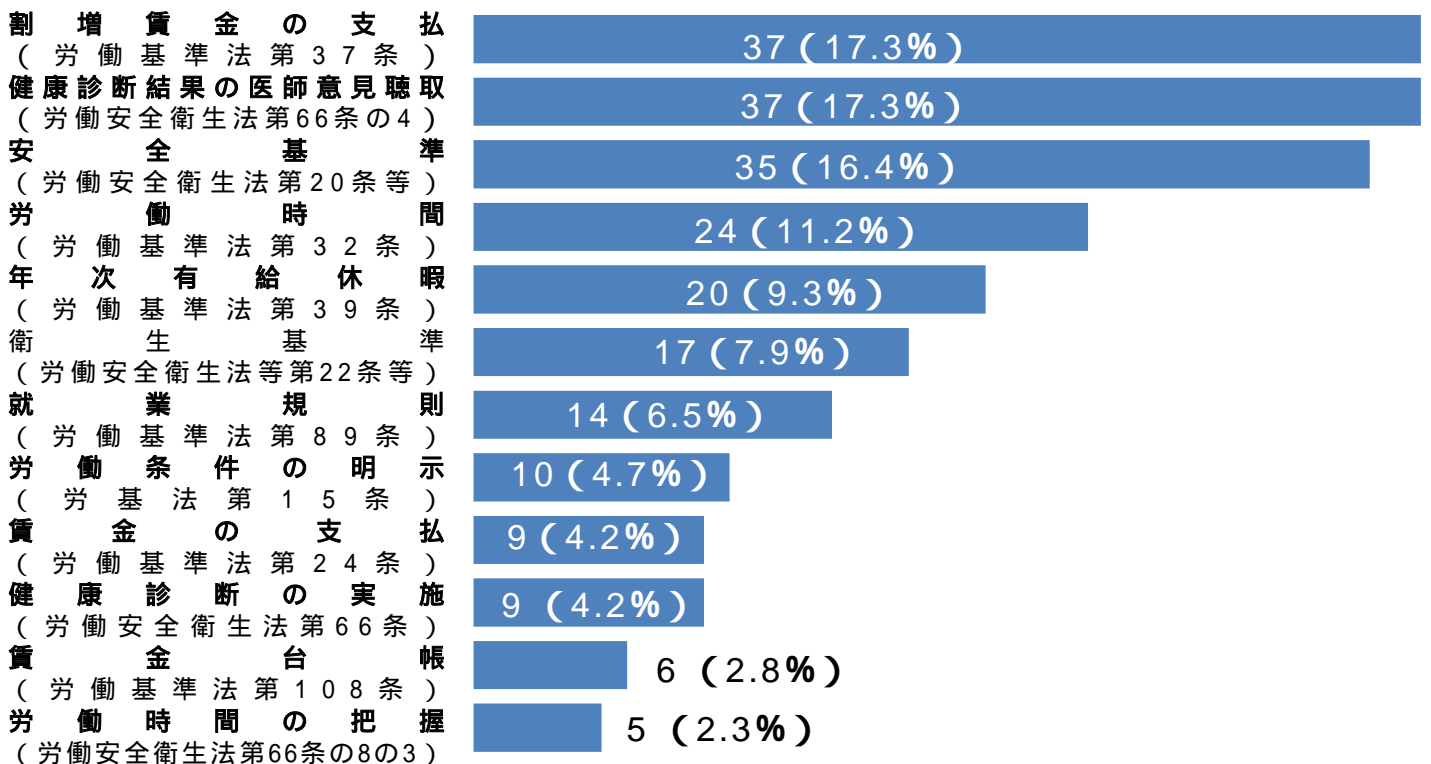
1 監督指導の状況

新潟県内の労働基準監督機関において、実習実施者に対して184件の監督指導を実施し、その66.8%に当たる123件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注> 違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



主な違反事項は、割増賃金の支払、健康診断結果についての医師等からの意見聴取（各17.3%）、使用する機械等の安全基準（16.4%）、労働時間（11.2%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	47	34 (72.3%)	安全基準 15(26.3%)	衛生基準 11(19.3%)	健診結果の 医師意見聴取 8(14.0%)
食料品製造	25	18 (72.0%)	安全基準 9(27.3%)	健診結果の 医師意見聴取 4(12.1%)	年次有給休暇 3(0.9%)
繊維・衣服	12	7 (58.3%)	健診結果の 医師意見聴取 4(30.8%)	割増賃金 3(23.1%)	就業規則 2(15.4%)
建設	38	29 (76.3%)	健診結果の 医師意見聴取 13(30.2%)	割増賃金 13(30.2%)	安全基準 7(16.3%)
<参考> 全業種	184	123 (66.8%)	割増賃金 37(17.3%)	健診結果の 医師意見聴取 37(17.3%)	安全基準 35(16.4%)

<注1> 「主な業種」は、技能実習の計画認定件数が多い4職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 「主な業種」の内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、
電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業

食料品製造・・・食料品製造業

繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業

建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業

監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

外国人技能実習機構からの通報を契機に、違法な時間外労働について指導

概要

- 建設業の事業場において労働基準関係法令違反の疑いがあると外国人技能実習機構から労働基準監督署に通報があったため、立入調査を実施したところ、技能実習生に対し、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた延長時間（1か月当たり80時間）を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大109時間）を行わせていたことが認められた。
- 関係者からの聴取の結果、慢性的な人手不足及び発注者による突発的な納期の短縮等が違法な長時間労働の原因であることを確認した。

指導内容

- 36協定で定める延長時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせていたことについて、労働基準法違反として是正勧告した。
- 併せて、時間外労働を1か月当たり80時間以下とすることについて指導した。

指導の結果

- 特定の作業員への業務の集中を防止するため、他の作業員で対応可能な業務を振り分けるなどの全体の業務量を調整することとした。
- 管理者が発注者に協力要請を行うとともに、毎月の途中に時間外労働時間数を集計し36協定の限度時間を超えないよう、管理を徹底することとした。

事例 2

外国人技能実習機構からの通報を契機に、特定業務従事者の健康診断の実施について指導

概要

- 印刷業の事業場において、有機溶剤を取り扱う業務に従事する技能実習生に健康診断を実施していない旨、外国人技能実習機構から労働基準監督署に通報があったため、立入調査を実施したところ、第二種有機溶剤を使用して印刷及び機械洗浄業務に従事する技能実習生に健康診断を実施していないことが認められた。

指導内容

- 第二種有機溶剤を取り扱う業務に従事する技能実習生に健康診断を実施していないことについて、労働安全衛生法違反として是正勧告した。
- 併せて、同作業場所の作業環境測定結果（第2管理区分）を踏まえ、改善対策を講じるよう指導した。

指導の結果

- 第二種有機溶剤を取り扱う業務に常時従事する技能実習生を対象として健診機関に健康診断の申し込みを行い、健康診断を実施した。
- 第二種有機溶剤を取り扱う作業場所における局所排気装置の点検の徹底のほか、作業工程または作業方法の見直しを実施することにより、有害物の拡散を防止し有害物のばく露対策を講じた。

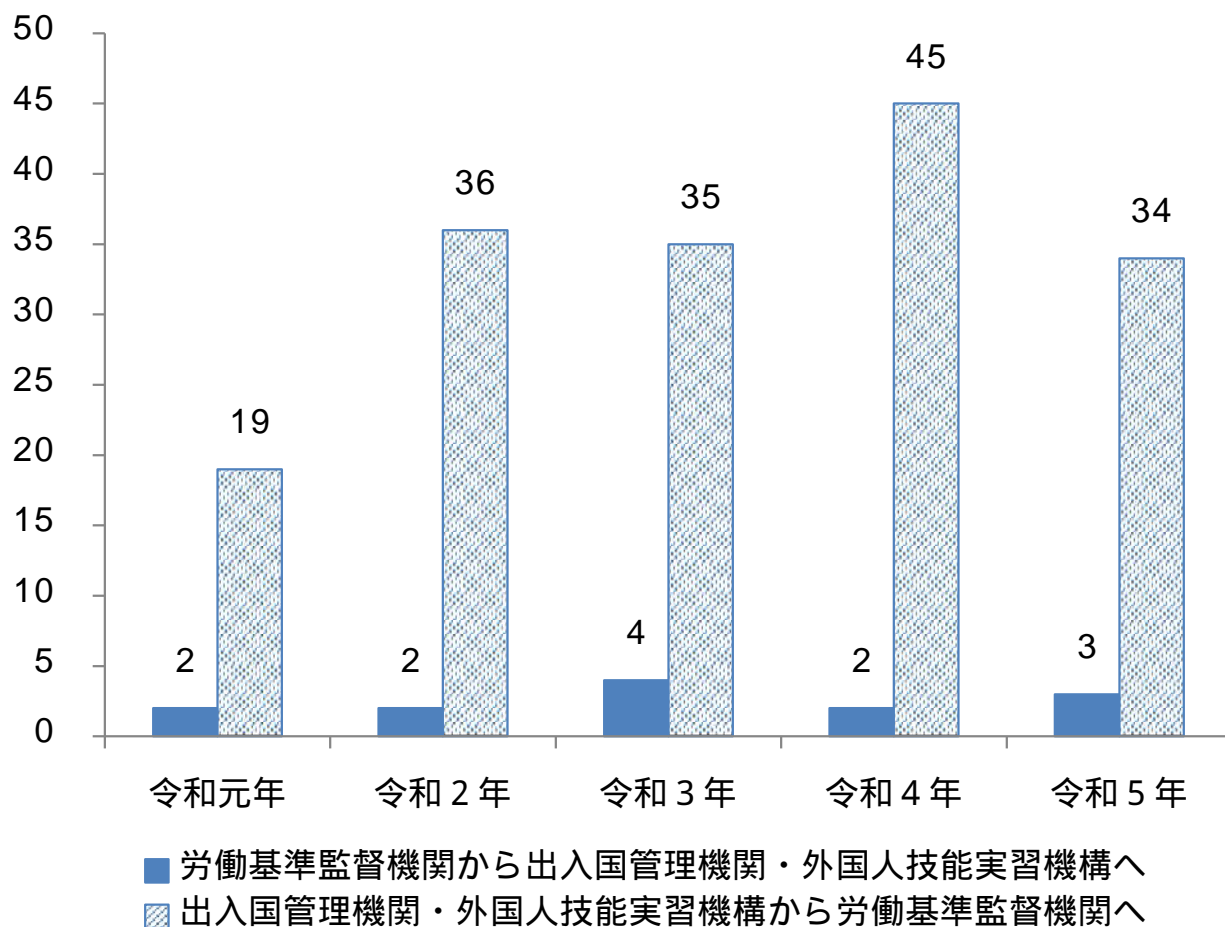
2 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報の状況

技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、その監督等の結果を相互に通報している。

労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報（ 1 ）した件数は3件、出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報（ 2 ）された件数は、34件である。

- 1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
- 2 出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

通報件数



（注） 令和元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案8件を含む。

労働基準監督機関が、出入国管理機関・外国人技能実習機構から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。

なお、監督指導等の結果を相互に通報する以外にも、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、実習実施者に対し、出入国管理機関・外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしている。